

# 消防用設備等定期点検業務仕様書

## 1 目的

本仕様書は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定による消防用設備等の保守点検（以下「点検」という。）及び同法第 8 条の 2 の 2 の規定による防火対象物定期点検（以下「定期点検」という。）に際し、業務の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

## 2 業務の対象

- (1) 所在地 長野市大字徳間字宮東 1360 番地
- (2) 建築物 長野県長野養護学校  
校舎（西校舎 A 棟・B 棟・C 棟・D 棟・体育館棟・寄宿舎棟・管理棟・特別教室棟・東校舎 A 棟・B 棟 RC・LS 造他 地上 2 階）
- (3) 設備等 消防用設備等一覧表（別紙）のとおり

## 3 業務の内容

- (1) 消防法 17 条の 3 の 3、同法第 8 条の 2 の 2 の規定による点検等を実施し、消防署への報告書類の作成・代行手続きを行う。また、火災その他により設備が作動した場合、若しくは事故等により機能に支障をきたした場合は、速やかに適切な措置を行うものとする。
- (2) 点検等業務は、消防庁告示の基準に則り行うものとする。なお、業務実施にあたり、施設運営の支障とならないよう、委託者と事前に点検の日程等について調整を行うこと。
  - ・第 1 回 総合点検、機器点検・・・・・・・・・・・・・・ 7 月～8 月
  - ・第 2 回 機器点検、防火対象物定期点検・・・・・・・・・・ 3 月
- (3) 上記点検等の結果、機能に支障をきたす事項があると判断したときは、原因を究明し、直ちに委託者に通知のうえ、その指示により速やかな補修その他必要な措置を行うものとする。
- (4) 保守点検、報告書作成・消防署等への代行手続き及び措置に要する費用は受託者の負担とする。ただし、設備の破損、滅失、老朽化等による機器の取替えに要する経費は除く。
- (5) 受託者は委託者から次の故障・緊急対応の連絡がとれる体制を整備し、連絡があったときは速やかに適切な措置を実施すること。
  - ア 火災その他により設備が作動した場合
  - イ 火災受信機が異常・警報を発した場合
  - ウ 事故等により消防用設備等に異常・支障が生じた場合
- (6) 学校及び寄宿舎で行う防災、災害等の訓練に必要なに応じて立会い、機器取扱い等について指導を行うこと。
- (7) その他
  - ① 点検の基準は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」による。
  - ② 点検の期間及び点検の方法は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の書類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年消防庁告示 9 号）」による。

## 4 点検方法

### (1) 点検者の資格

「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成 16 年消防庁告示第 10 号）」に沿い、消防設備士又は消防法施行規則第 31 条の 6 第 6 項に規定する消防設備点検資格者とし、定期点検は防火対象物点検資格者とする。

### (2) 消火器具（外観点検及び機能点検）

ア 製造年から 10 年を経過した消火器（耐圧性能の点検を実施してから 3 年を経過していない

ものを除く。)は委託者に報告すること。

イ 外形の点検において本体容器に腐食等が認められた場合は、その扱いについて委託者と協議すること。

ウ 消火器の内部及び機能の点検に当たり、抜取り数及び放射試験の計画について委託者と協議のうえ決定すること。なお、放射試験をする場合は、薬剤の吸入その他の被害の恐れのある場所で行わないこと。

(3) 動力消防ポンプ設備（総合点検、外観点検及び機能点検）

ア 動力ポンプの作動状況の確認を行うこと。

イ ホースの劣化の度合いについても点検すること。

ウ 総合点検時の放水試験は、委託者と協議のうえ実施のこと。

(4) 自動火災報知設備（総合点検、外観点検及び機能点検）

ア 自動火災報知機はすべての器具について実際に作動するか点検すること。

イ 受信機設置場所に1人が立会い受信機表示設備に区画ごとに正確に受信されることを確認すること。

(5) 非常放送設備（総合点検、外観点検及び機能点検）

自動火災報知設備に設置されている放送設備について、作動状況を確認すること。

(6) 避難器具（総合点検、外観点検及び機能点検）

避難器具は全器具を点検すること。

(7) 誘導灯（外観点検及び機能点検）

ア 誘導灯の点灯を確認すること。

イ 誘導灯の直流点灯（蓄電池）を確認すること。

ウ 蓄電池不良については速やかに報告すること。

エ 誘導標式について、設置状況を確認すること。

(8) 避難器具（総合点検、外観点検及び機能点検）

ア 避難器具は展張し固定器具に固定し点検を実施すること。

イ 避難器具の内面も確認すること。

(9) 非常電源（総合点検、外観点検及び機能点検）

非常電源は、設置状況及び計器類・変圧器類等の各状態の確認を行うこと。

(10) 防火戸（総合点検、外観点検及び機能点検）

ア 防火戸は扉毎に点検し、誤作動のないようにすること。

イ 受信機に反応する防火戸等は、受信機への反応状況も点検のこと。

(11) スプリンクラー設備（総合点検、外観点検及び機能点検）

電動機の制御、起動装置、電動機、ポンプ、呼水装置等の作動状況を確認すること。

(12) 防火対象物定期点検

ア 消防法及び同法施行規則第4条の2の6に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施すること。

イ 報告書の提出については消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定による様式（防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等）によること。

## 5 点検業務にかかる留意事項

(1) 点検報告書は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」の規定に基づき消防署長へ2部提出し、受理後の副本を委託者に提出すること。

(2) 各設備点検後は必ず復旧し、設備ごとに点検者名及び点検年月日を記載したシールなどを貼ること。

(3) 火災報知器以外にも、受信機に通報される設備（防火戸等）については、全てにおいてその連動状況を正確に点検すること。設備の中には設置後相当年数経過しているものがあり、点検に際しては関係設備を熟知した技術者を立ち合わせて実施すること。

6 保守業務及びその他保守業務及びその他

(1) 受託者は、委託者からの次の故障・緊急対応の連絡が取れる体制を整備し、連絡があったときは速やかに適切な処置を実施すること。

ア 火災その他により設備が作動した場合

イ 火災受信機が異常・警報を発した場合

ウ 事故等により、消防用設備に異常又は支障が生じた場合